

平成30年6月28日

株 主 各 位

東京都千代田区六番町6番地28

住友大阪セメント株式会社

取締役社長 関 根 福 一

第155回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第155回定時株主総会において、下記のとおり報告および決議がなされましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項

1. 第155期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容およびその監査結果を報告いたしました。
2. 第155期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は、1株につき5.5円と決定いたしました。
- 第2号議案** 定款一部変更の件
本件は、原案どおり承認可決され、定款の一部が変更されました。
- 第3号議案** 株式の併合の件
本件は、原案どおり承認可決されました。
- 第4号議案** 取締役8名選任の件
本件は、取締役全員の任期満了につき、関根福一、菅雄志、吉富功、山本繁実、大西利彦、小西幹郎、齊田國太郎、牧野光子の8名が選任され、それぞれ就任いたしました。
なお、齊田國太郎および牧野光子の両氏は、社外取締役であります。
- 第5号議案** 監査役1名選任の件
本件は、監査役に保坂庄司氏が選任され、就任いたしました。
なお、保坂庄司氏は、社外監査役であります。

以 上

おって、本総会終了後開催の取締役会において、代表取締役および役付取締役の選定ならびに執行役員および役付執行役員の選任がなされ、それぞれ就任いたしました。

その結果、当社の取締役、監査役および執行役員の陣容は、次のとおりとなりました。

代表取締役社長	関根福一	常務執行役員	諸橋央典
代表取締役執行役員副社長	菅雄志	常務執行役員	大嶋信太郎
取締役専務執行役員	吉富功	常務執行役員	土井良治
取締役専務執行役員	山本繁実	常務執行役員	小木亮二
取締役専務執行役員	大西利彦	常務執行役員	青木秀起
取締役常務執行役員	小西幹郎	執行役員	内村典文
取締役	齊田國太郎	執行役員	下モ真史
取締役	牧野光子	執行役員	島田徹
監査役(常勤)	関根章雄	執行役員	小堺規行
監査役(常勤)	伊藤要	執行役員	関本正毅
監査役	友澤史紀	執行役員	小野昭彦
監査役	保坂庄司		
監査役	鈴木和男		

- (注) 1. 齊田國太郎および牧野光子の両氏は、社外取締役であります。
2. 友澤史紀、保坂庄司および鈴木和男の3氏は、社外監査役であります。

配当金のお支払いについて

第155期期末配当金は、同封の「期末配当金領収証」により、なるべく払渡期間中(平成30年6月29日から平成30年7月31日まで)にお近くのゆうちょ銀行全国本支店および出張所ならびに郵便局(銀行代理業者)でお受け取り下さいますようお願い申し上げます。

なお、銀行等口座振込をご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には、「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を、それぞれ同封いたしましたので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

また、同封しております「配当金計算書」は、確定申告を行う際の添付資料としてご使用いただけますので、お手元にご保管下さい。

株式併合に伴う当社株式のお取り扱いについて

当社は、本総会において、第3号議案「株式の併合の件」（以下「本件併合」といいます。）につきまして、原案どおり株主の皆様のご承認をいただきました。また、当社は、平成30年5月10日開催の取締役会において、当社普通株式の売買単位（以下「単元株式数」といいます。）を1,000株から100株に変更することを決議しておりますので、当社は、平成30年10月1日をもって、当社の単元株式数を100株に変更し、併せて当社普通株式10株を1株に併合いたしますので、お知らせいたします。

つきましては、今後の当社株式のお取り扱いについて、以下のとおりご案内申し上げます。なお、単元株式数の変更および本件併合に伴う株主様による特段のお手続の必要はございません。

1. 本件併合後のご所有株式

本件併合後の株主様の所有株式数は、平成30年9月30日最終の株主名簿に記載された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。

また、本件併合前後で、会社の資産や資本は変わりませんので、株主様が所有する当社株式の数は10分の1になりますが、1株あたりの純資産額は10倍となります。したがって、株式市場の動向等の他の要因を別にすれば、株主様が所有する当社株式の資産価値に影響はありません。また、株価についても、理論上は、本件併合前の10倍となります。

2. 1株に満たない端数が生じた場合の処分代金のお支払い

本件併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。このお支払いに関するご案内については、平成30年12月上旬にお送りすることを予定しております。

3. 1株に満たない端数が生じないようにする方法

本件併合前の所有株式数が10株未満の株主様は、本件併合により全ての株式が端数となるため、株主としての地位は失われることとなります。また、その他の株主様に生じた端数は、上記2. のとおり当社が処分いたしますが、本件併合の効力発生前に、単元未満株式の買増制度や買取制度をご利用いただくことにより、端数が生じないようにしていただくことができます。具体的なお手続については、株主様の口座のある証券会社または下記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

4. 主なスケジュール

平成30年9月25日	現在の単元株式数（1,000株）での売買最終日
平成30年9月26日	変更後の単元株式数（100株）での売買開始日
平成30年10月1日	単元株式数の変更および本件併合の効力発生日

5. お問い合わせ先

単元株式数の変更および本件併合に関しご不明な点は、株主様の口座のある証券会社または下記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号 電話番号：0120-782-031（通話料無料） 受付時間：午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）
--

（御参考）

当社ウェブサイト<<http://www.soc.co.jp/>>に、平成30年5月10日付「単元株式数の変更、株式の併合および定款一部変更について」を掲載しております。